

議案第 39 号

市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について

市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 13 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例

(市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年条例第 57 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同条第 5 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改める。

(市川市税条例の一部改正)

第2条 市川市税条例（昭和29年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

（市川市入湯税条例の一部改正）

第3条 市川市入湯税条例（平成17年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

（市川市事業所税条例の一部改正）

第4条 市川市事業所税条例（昭和51年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

（市川市都市計画税条例の一部改正）

第5条 市川市都市計画税条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。